

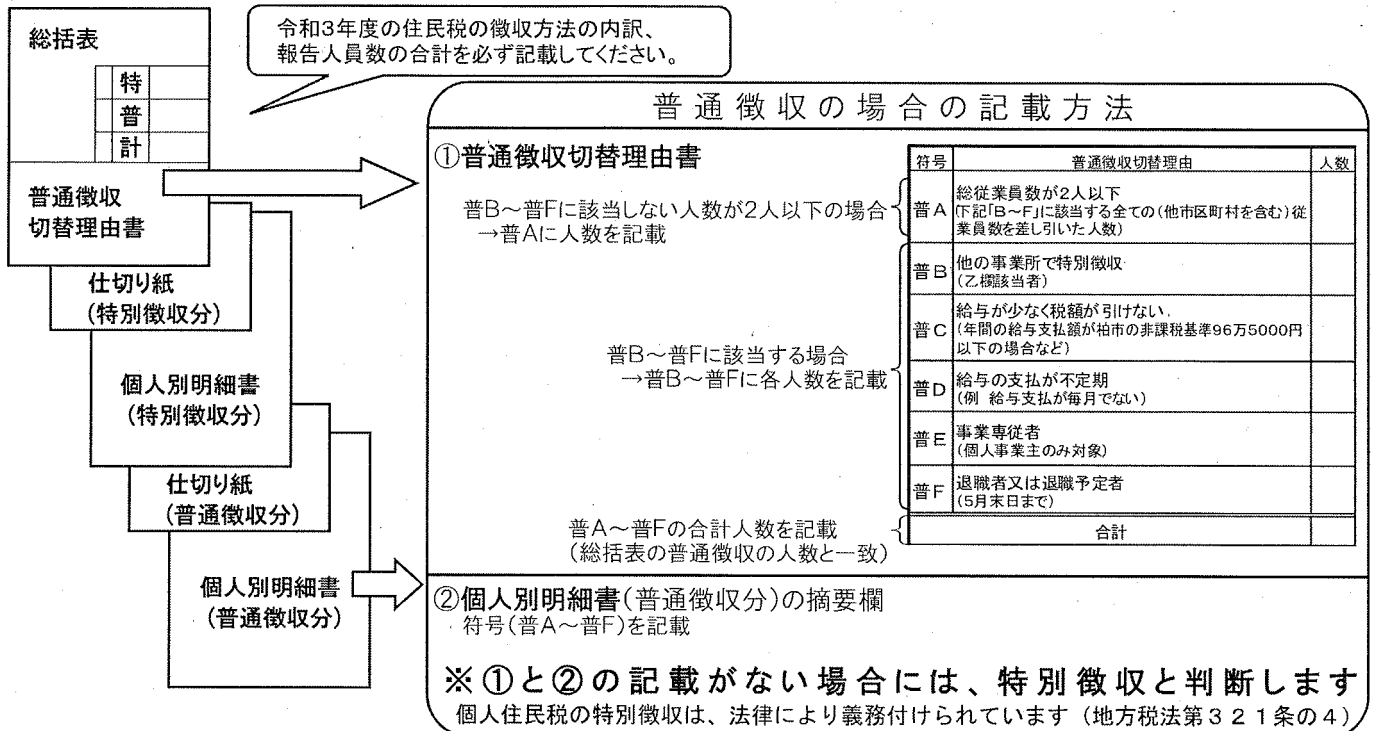
給与支払報告書の提出についてのご案内

千葉県 柏市

1 令和3年度給与支払報告書の提出期限は令和3年2月1日(月)です

給与や賞与、賃金等を支払った事業者は、すべての給与受給者(パート・アルバイト等も含む)について、給与支払報告書を提出する義務があります。(地方税法第317条の6) 給与支払報告書は、給与受給者にとって住民税の申告に代わる重要な課税資料となります。支払金額が30万円以下の退職者についても、提出に御協力ください。

<下図の順番に並べて提出してください>



2 提出すべき枚数が100枚以上であるときは、eLTAX等による提出が義務付けられています

令和3年(2021年)1月以後提出する給与支払報告書又は公的年金等支払報告書については、前々年における給与所得又は公的年金等の源泉徴収票の税務署へ提出すべき枚数が100枚以上(改正前:1,000枚以上)であるときは、eLTAX又は光ディスク等による提出が義務付けられました。

3 特別徴収税額決定通知書の受取方法が選択できます

eLTAXで給与支払報告書を提出する場合、特別徴収税額決定通知書(特別徴収義務者用)を電子データで受け取るか、書面で受け取るか選択してください。電子データを選択した場合、特別徴収義務者用の書面送付は行いません。(納税義務者用は書面を送付します。)

※eLTAX IDの管理が税理士の場合、電子データの通知が税理士宛てになりますので御注意ください。

4 総括表の名称・所在地等を確認してください

柏市では、名称・所在地を印字した総括表を送付しますので、内容を確認し、誤りや変更があった場合は、所在地・名称変更(訂正)届に朱字で訂正し、総括表、給与支払報告書とともに返送してください。

また、特別徴収納入書の使用区分に変更がある場合も、朱字で区分を訂正してください。

※金融機関等の窓口以外のコンビニやペイジー等で納入する納入書を御利用の場合は、毎年、別途収納課(04-7167-1122 直通)へ専用の納入書の請求が必要になります。

総括表・給与支払報告書・普通徴収切替理由書の提出先および問い合わせ先
 柏市 財政部 市民税課 特別徴収担当(市町村コード:122173)
 〒277-8505 柏市柏五丁目10番1号 TEL:04-7128-5390(直通)